

令和4年度 第6回大島町農業委員会総会議事録

令和4年度定例大島町農業委員会が、令和4年9月26日（月）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1、新保鐵雄 | 2、向山吉昭 | 3、中拂晶 | 4、五十嵐初代 | 5、笠間隆夫 |
| 6、三田一也 | 7、春木望 | 8、中山定彦 | 9、中村富長 | 10、山本政一 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | |
|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 |
|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

中田太 産業課長
青木陽尚 主事

5、付議された案件

- 日程第1：農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見について
日程第2：その他

6、本日の書記は次の通り

主事 青木陽尚

向山議長 それでは、令和4年度第6回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中10名、欠席委員は0名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は2名中2名参加して頂いております。ありがとうございます。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

ありがとうございます。異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は6番委員さんと9番委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の青木氏を指名いたします。それでは日程第1「農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見について」について議案第10号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局(青木) はい、日程第1「農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見について」について説明いたします。農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見についてです。申請人及び譲受人は□□▲番▲、〇〇。譲渡人は□□▲丁目▲番▲号、〇〇。申請地は、□□▲番▲、面積は▲平方メートルです。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、今回の申請地所有者である□□より取得し、駐車場として使用するというものです。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域以外の農地であり第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断されます。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、〇〇のとなり、□側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図、また次のページをご覧くださいますと転用計画図となります。以上となります。
- 向山議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ございましたら挙手でお願いします。
- 中拂委員 はい。
- 向山議長 はい、3番。
- 中拂委員 先日9月21日に私と春木さん、山本さん、事務局青木さんと現地の視察をしました。現地の状態は木を切ってあって、ちょっと砂利の入った土地でした。これは以前、□□を整備する時に〇〇が資材を置くために木を切って綺麗にしたという話でした。実際農地を駐車場に転用するのはやむなしとその場で判断しました。以上です。
- 向山議長 ありがとうございます。他にこの意見に関して発言がある方は。
- 笠間委員 はい。
- 向山議長 はい、5番委員。
- 笠間委員 申請人は何の仕事をやっているのですか。 大型車の転回スペースがあるのですが。
- 事務局(青木) はい。
- 向山議長 はい。事務局。
- 事務局(青木) 隣の□□で働いております。
- 笠間委員 □□。
- 事務局(青木) はい。
- 笠間委員 それで大型車の展開スペースを設けているというのは、大型車を使うということ。
- 事務局(青木) 一応、家の前に駐車スペースがありそこで配達等を行っていたのですが坂になっておりまして、坂の手前に歩道があるため、トラックを入れた場合歩道を塞ぐ状態になってしまいます。なので駐車場を作って大型トラック等も入れるようなスペースとその荷物を下ろせるスペースを確保してあります。
- 五十嵐委員 □□でしたっけ。
- 事務局(青木) □□です。
- 春木委員 はい、7番です。
- 向山議長 はい、7番。
- 春木委員 □□だと思いますね。以前□□の下の方でやっていたのですが上へ上がってきたみたい。私の自宅前も□□なのですが2間以上ある□□等も持ち込まれるため大型車

が入ってきます。だから大型車が歩道を塞ぐと大変危険なので駐車場を設けるのは本当に良いことだと思います。

向山議長 他に何かございますか。よろしいですか。

(～はい。の声 多数～)

向山議長 それでは採決します。日程第1、議案第10号「農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見」について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

向山議長 ありがとうございます。全員賛成ですので議案第10号については、原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。続きましては日程第2、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局(青木) はい。まず、島嶼の農業委員会の現地研修会の件ですがこちらは中拂さん、五十嵐さん、向山さんが参加されるという事で報告させていただきます。また例年この時期に農業委員会だよりの案についてお話がされております。今年はどうな形にしたい等ございましたら意見の方お願いいたします。他に、毎年現地視察に行き、その内容を農業委員会だよりの方に記載させていただいているのですが、その感想をいただき掲載しており、3年前のものを見ますとメンバーが新しくなったということで自己紹介文等を記載していた時期もございますので農業委員会だよりの紙面構成をどのような形で進めていくかというのをもしご意見等あればよろしくをお願いします。

向山議長 農業委員会だよりは重要な基本的な事はもう出来ていますよね。3条、4条、5条、等はやっぱり最低限載せたいですよ。何か特集は載せたいという委員の方がいれば個人的に何か載せれば良いと思います。

事務局(青木) はい、今年は島内現地視察の内容書かれますか。どこか視察するという事になりましたらこちらで実際に確認を取ってみようと思うのですが。

向山議長 島内のね。

事務局(青木) 島内ですね。以前はレモン。

向山議長 レモン見ましたね。

笠間委員 あれ以来行ってない。

向山委員 この締め切りいつまで。今月9月だからまだ10、11、12と3ヶ月ありますよね。

中拂委員 11月の終わりか12月の終わりでしたよね。

五十嵐委員 1月発行です。

事務局(青木) 1月発行になります。

中拂委員 11月終わりじゃあ。

向山議長 正月は町の方も色々なものが重なるから、皆に読んでもらうために2月に発行という事になっているはずです。

中拂委員 2月1日に出すっていうことは1月中には完成していないと。

事務局(青木) 1月にそうですね。

向山議長 だから12月いっぱいまでで良いですよ。

中拂委員 だから正月明けにはもう原稿を校正して、印刷に回さないといけないから、12月

中頃じゃないですか。

五十嵐委員 いつもの農業委員会の業務というのは、紙面にいつも書いていたじゃない。これはやっぱり私、掲載したいと思います。

向山議長 休憩にしますか。休憩にします。
(～休憩中～)

向山議長 再開します。では今の内容を説明してください。

事務局(青木) はい。では今回は、農業委員会の新人挨拶、島内視察の内容を農業委員会だよりに載せます。また、視察内容いたしましてアボカドを見るという事で決定致しました。行く場所は〇〇さん、〇〇さんの畑。〇〇さんの畑と〇〇さんの畑ということでこちらから連絡をさせていただきますのでまた決まりましたらご連絡致します。

中拂委員 4件回るということですね。

事務局(青木) とりあえず連絡をさせていただきます。それから考えようと思います。

中村委員 〇〇と〇〇と、〇〇ともう1件誰ですか。

事務局(青木) 〇〇さんです。

向山議長 連絡を取って了解を得たら次の総会で報告にしますか。終了後に視察するのですよね。
事務局(青木) そこまではちょっと実際に確認を取って他の人の相手のスケジュールを確認してから連絡させていただきます。

向山議長 その他何かございましたら、発言のある方は。

中拂委員 あ、すみません。

向山議長 はい3番。

中拂委員 今日商工会がインボイス制度のことで説明会を開く放送があったと思うのですが来年10月にインボイス制度が始まってその消費税に関する事でちょっと変わってくる、申告の時に変わってくるという事なのですが、農家対象か農業委員を対象にする講習会を開催するとか、何かお考えでしょうか。もし考えていないのであれば、開催しても良いのかなと思うのですが。いかがでしょうか。

事務局(中田) はい。役場の方としては特に考えていません。商工会がやるような形で役場の組織の中でインボイスの担当とかっていうのは特に無いので役場としては実施する予定はないです。

中拂委員 という事はあまり大した変化は起こらないだろうなという感覚なのでしょうか。

事務局(中田) 農業者については全く影響がないわけではないですが、島外に出荷している場合、大体は大田市場とかそういったところを通すと思いますのでその場合にインボイスは関係ないです。

中拂委員 特例ってということで済まされるっていう事ですよ。

事務局(中田) そうですね。島内でぶらっとハウスに卸す場合とかは一般の方が買われる分には特にインボイスとかは求められないので関係ないです。もし関係するならばぶらっとハウス等に卸した時に島内飲食店とか宿泊業さんとかそういった人たちがその仕入れのために買う場合にインボイスが無いと困るというような場合はぶらっとハウスで野菜を買わなくなるかもしれない。そういった影響はあるかもしれないです。

- 中拂委員　　そうですね。農業従事者の生産する立場の人間が卸しているところの相手方がそのインボイス、適格請求書でしたっけ。というものを必要とするかっていうことで問題が生じてくると思います。確かに1000万円以下の売り上げしかないような事業者はそのインボイスを発行できないという事なので、要するにそういうところから仕入れている業者さんで納税事業者の人たちは、取引を切ってしまうだろうというような事を言われていましたが、まず私の理解が正しいのかどうか分からないし、農家の方にもし聞かれた場合に私の考えを伝えていいのかどうか、理解が正しいのかも分からないという事で農業委員に、要は農業会議所なんかをお願いしてインボイスの詳しい説明をしていただきたいなと思うのですがいかがでしょうか。
- 向山議長　　あの、ちょっといいですか。
- 中拂委員　　はい。
- 向山議長　　今回のインボイス説明会、放送がありましたよね。主催は商工会で、個別に聞きたいことに対して説明してくれるもののようなのです。
- 中拂委員　　そうですね。
- 向山議長　　だからそこで聞けば良いのではないですか。
- 中拂委員　　そこにお任せするということですか。
- 向山議長　　そうですね。町ではなく商工会の方が主催で。
- 中拂委員　　では農業委員会としては農家に対してやらないっていう理解でよろしいですか。
- 向山議長　　税金の関係とか細かいのは農業委員会としてはどうなのでしょう。
- 中拂委員　　でも農業者の経営に関する事じゃないですか。
- 向山議長　　だから興味のある人は、説明会に行って細かく聞いてメモを取って農業者に説明してあげれば1番良いと思う。
- 山本委員　　そもそもインボイス制度って何なのか全然分かりません。
- 三田委員　　ごめんなさい。私も全然分かりません。
- 中拂委員　　私の理解も正しいのかも全く分からない。私も分からないので。そういう事を農家の人に聞かれたときに私たちが説明できるくらいの知識は持っておいた方が良いと思っているのです。
- 向山議長　　いや、そこまでの説明は我々頭に入れることは出来ませんよ。
- 三田委員　　資料は欲しいですね。
- 笠間委員　　大まかなことは知っておくべきだと思います。農家から相談受けて相続税がどうなるかというのを税務課に行って聞いてきたら、税務課が相続税は町税じゃないから芝税務署に聞いてくれと電話番号を教えてくださいました。税務課の言っていることは正しいと思います。税務課じゃないから芝税務署に電話しろと。だから農業委員会も農業委員会では対応できないから商工会に行け。それでよく分かると思う。でもそれで農業委員会として良いのかと聞かれれば疑問に思います。
- 中拂委員　　そうそう。
- 笠間委員　　それはどうなのでしょうね。
- 中拂委員　　最終的に説明する商工会等を紹介するにしてもこちらがある程度の理解をしておかないとですよ。

- 中村委員 そうですね。
- 中拂委員 農業委員会では分からないから他に聞いてくれと言うのでは話にならない。
- 五十嵐委員 商工会が話す内容の資料を頂けると。
- 事務局(中田) すみません。インボイスの説明会みたいなものが開催できるような事業が国等からありましたら注意して見てみます。開催できるようであれば町で開催できると思います。ただ、現在農業委員の皆さんがまずインボイスは何かというところから分からないと思いますので、次回の農業委員会で簡単な資料なのですが用意させていただきます。まず、それを見ていただいて説明が必要であれば専門的なところに講習会等をお願いしようと思います。インボイスがどのような役割なのか国のホームページを見ていただくと載っていますし、農業者はどういうふうな影響があるのかということも載っていますので、基本的な知識はそういったもので得られると思います。来月はそういった資料も付けさせていただこうかと思っています。
- 中拂委員 あのインボイスというのは適格請求書、請求書なのですが、物を売った場合に販売者が消費税を貰うわけですよ。だけどそれを売るために、経理として色んな物を購入した時に自分もそこに消費税を払って、その消費税を払っているからこの預かった消費税からもう払っている消費税を引いた額を納めればよいということなのですが、その経費としての払った消費税の照明をするために、そのインボイスっていう適格請求書というのが必要になってくるという制度らしいです。それが無いと認めてもらえない。預かった消費税を全て国に納めなければだからクリーンですよという。
- 三田委員 今中拂さんが言っていることは正論だと思います。農家が知りたい事に対しては農業委員さんに聞くでしょうから、農業委員さんが知っていなければと思います。これは行政がやるべきです。だから調べて教えていただけると。
- 向山議長 どうですか。次回書類を見ておいて何かあったらまた皆さんで考えるという事で。良いですか、それで。
- (～はい。の声 多数～)
- 向山議長 あと何か他に。発言のある方ありますか。特にないようですので、これをもちまして第6回大島町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員